

第4章 環境施策の 展開

第1節 良好生活周辺環境

第2節 自然共生環境

第3節 資源循環低炭素環境

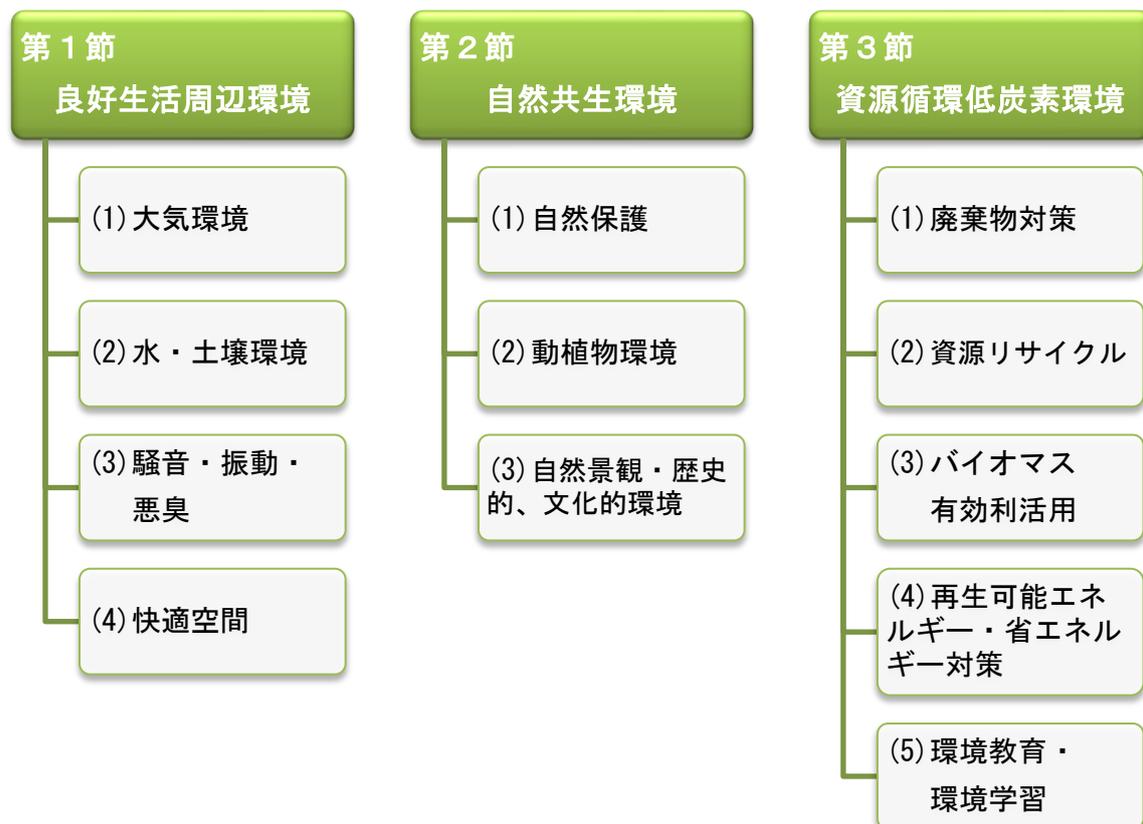
はじめに

前章で示した目指すべき環境像を実現するため次のような取り組み体系を定め、施策の方向性を設定し目的に対応した具体的な事業の実施に努めるとともに、必要に応じて横断的なプロジェクト等の実施を図り積極的に取り組みを進めるものとします。

また、各環境施策についてはそれぞれの方向性に従って推進しながら、定期的な点検・評価により修正するなど状況の管理も行います。

※本章第1節以降の目標欄に記す「アンケート調査」とは、平成23年11月に実施した「環境に関するアンケート調査」のことを指します。(第6章 資料編)

▼取り組み体系



第1節 良好生活周辺環境 ～健康で快適な生活環境の継承～

(1) 大気環境

<現状と課題>

秋田県が設置している大気測定局の常時監視状況によると、本市の大気環境については、二酸化硫黄や二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成しており、概ね良好な状態に保たれています。光化学オキシダントは全県的に高いレベルにあり、本市においても環境基準を達成していませんが、秋田県大気汚染緊急時措置マニュアルに定める大気汚染注意報の発令基準は下回っています。

現在の大気環境を維持または改善するためには、大気汚染物質の発生源となり得る工場、事業場や自動車走行について、引き続き対策の整備を図ることが必要です。

<目 標>

- ①大気汚染に関する環境基準の維持、達成をし、達成している場合はより良好な状態を保持します。

環境指標	目 標
二酸化硫黄	環境基準の達成の維持 (1日平均値の年間2%除外値が [※] 0.04ppm以下)
二酸化窒素	環境基準の達成の維持 (1日平均値の年間98%値が [※] 0.06ppm以下)
浮遊粒子状物質	環境基準の達成の維持 (1日平均値の年間2%除外値が [※] 0.10mg/m ³ 以下)
光化学オキシダント	環境基準の達成 (昼間の時間帯における1時間値が [※] 0.06ppm以下)
ダイオキシン類	環境基準の達成の維持 (年平均値が [※] 0.6pg-TEQ/m ³ 以下)

※1 大気汚染に係る環境基準（第6章資料編に詳細掲載）

※2 大気測定局（尾崎小学校）

※3 大気測定結果（各年度秋田県環境白書）

②目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、大気に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
空気のきれいさ	84.0%
空気のおいしさ	74.3%

<施策の方向>

①状況把握・監視

- ◆ 秋田県を始めとする関係機関との連携を強化し、大気環境の実態や環境基準の達成状況を正確に把握するとともに、必要に応じて監視体制の整備を図ります。
- ◆ 稲刈り時には稲わら焼きによる発生被害の増加が考えられるため、屋外燃焼行為防止の監視活動を実施します。

②固定発生源対策

- ◆ 工場や事業場に対して排出基準の遵守を徹底させるとともに、必要に応じて公害防止協定を締結し、事業者の自主的な管理を促します。
- ◆ 野焼きや秋期の稲わら焼きなどの焼却防止のため、啓発活動を行うとともに資源循環利用を推進します。

③移動発生源対策

- ◆ 環境負荷の少ない低公害車の普及促進や、環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発に努めます。
- ◆ 交通量抑制のため、公共交通の利便性向上による公共交通機関の利用促進や、近距離移動時の自転車利用促進に努めます。

(2) 水・土壌環境

＜現状と課題＞

水質汚濁に係る環境基準の達成状況を確認するため本市で実施している主要河川や地下水の水質調査及び秋田県で実施している同調査の結果によると、公共用水域においては夏期の水温上昇時や田畑からの水の影響で大腸菌群数にやや環境基準値の超過が見られるものの、その他生活環境項目及び健康項目のいずれでも環境基準を達成しており、地下水については測定3地点の全項目において環境基準を達成していることから概ね良好な状態を維持していることが窺えます。

土壌についても、計測した水田全8地点において農用地土壌汚染対策地域の指定要件に該当しない結果となっており、また、ダイオキシン類調査においては、公共用水域、地下水、土壌中の全地点において環境基準を達成しております。

このことから、全体的に現状を維持しさらなる向上に努めるとともに、発生源対策として家庭から排出される生活排水良化のため、公共下水道や農業集落排水施設等の整備を促進し、市民に対する節水や排水の前処理等の意識啓蒙を図ることが必要となっております。

＜目 標＞

- ①水質汚濁に関する環境基準の維持、達成をし、達成している場合はより良好な状態を保持します。

環境指標	目 標
環境基準健康項目	環境基準の達成の維持 (カドミウム、全シアン等 27 項目)
環境基準生活環境項目	環境基準の達成の維持 (pH、BOD 等 5 項目)
ダイオキシン類	環境基準の達成の維持 (年平均値が、公共用水域 1pg-TEQ/L 以下、 底質 150pg-TEQ/g 以下)

※1 水質汚濁に係る環境基準 (昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

※2 水質測定水域 (子吉川上, 中, 下流、石沢川、芋川、衣川、西目川)

※3 水質測定結果 (各年度秋田県環境白書)

- ②地下水に関する環境基準の維持、達成をし、達成している場合はより良好な状態を保持します。

環境指標	目 標
地下水の環境基準	環境基準の達成の維持 (カドミウム、全シアン等 28 項目)
ダイオキシン類	環境基準の達成の維持 (年平均値が、地下水 1pg-TEQ/L 以下)

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

※2 地下水水質測定地（万願寺、久保田、岩城赤平）

※3 地下水測定結果（各年度秋田県環境白書）

- ③土壌中のダイオキシン類に係る環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）の維持、達成を継続します。

<施策の方向>

①状況把握・監視

- ◆ 主要河川や地下水、土壌中に係る環境基準項目の測定調査を実施し、水・土壌環境の把握と監視を継続して行います。
- ◆ ダイオキシン類による汚染状況を把握、確認するため、関係機関の報告に注視し、必要に応じて調査を実施します。

②発生源対策

- ◆ 公共下水道及び農業集落排水施設の整備を促進し、生活排水対策の充実を図ります。
- ◆ 下水道等の未整備地域においては、合併処理浄化槽の普及を推進し、公共用水域の保全に努めます。
- ◆ 家庭における節水意識の高揚を図るため、必要に応じて広報周知、啓発活動を行います。

(3) 騒音・振動・悪臭**<現状と課題>**

騒音や振動については、全般的に問題が少なく静かで良好な生活環境が保たれています。自動車騒音については、騒音に係る環境基準に基づき秋田県が実施している自動車騒音常時監視調査の結果、評価対象住居の全てにおいて環境基準を達成しており、工場・事業場、建設作業による騒音、振動については、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域内における届出がされております。

また、一般家庭や飲食店等から発生する近隣騒音や悪臭は、生活様式の多様化に伴い相談や苦情も発生していますが、これらについては人によって感じ方が異なるため、個々の事由に対し適切な対策が必要となっております。

<目 標>

- ①騒音、振動、悪臭に関して生活に支障のないレベルを維持するとともに、苦情、相談件数を現在より減らします。

内容	件数（平成 23 年度）
騒音	2 件
振動	0 件
悪臭	8 件

- ②目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、騒音、振動、悪臭に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
空気のおい	74.3%
生活環境の静かさ	76.8%

＜施策の方向＞

①状況把握・監視

- ◆ 自動車騒音については関係機関との連携を図りながら、交通量の多い主要幹線を中心とした騒音調査を実施し状況把握に努めます。
- ◆ 道路側溝等から発生する悪臭の実態を把握し、必要に応じて堆積物の撤去等の対策を講じます。

②発生源対策

- ◆ 工場や事業場に対する騒音、振動、悪臭の規制基準の遵守指導や、発生防止に関する啓発を実施します。
- ◆ 道路工事や建設作業に関しては、周辺生活環境に配慮した適切な騒音、振動防止対策を講じるよう促します。
- ◆ 住宅地等における騒音、悪臭を防止するため、一人ひとりが周辺に配慮し対策を講じるよう促します。

(4) 快適空間**<現状と課題>**

本市には本荘公園や三望苑、新山公園など204箇所の公園緑地があり、それぞれの自然・歴史環境を活かした憩いの場となっています。これらについては、市民がやすらぎ自然とふれあえる空間として、また、地域の特性を活かした身近な公園としての整備を図り、地域における交流空間の創設に努める必要があります。

子吉川や芋川の河川緑地は、本市の緑の基軸を形成する貴重な緑地であり、自然環境の保全を図りながら自然環境学習の場、自然とのふれあいの場として整備するとともに、事業所や家庭での植樹など、公園以外の緑地の確保も進めていく必要があります。

また、本市は海岸部と山間部の積雪量に差があり、気象庁気象統計情報（過去10年間の平均値）の最深積雪によると、海岸部では42.3cm、山間部では112.9cmとなっています。快適な生活環境の確保のためには冬期の積雪対策は必須であり、市民と一体となった総合的な除排雪に取り組む必要があります。

<目 標>

- ①公園緑地に関して、誰もが使いやすくより魅力のある空間整備に努め、利用者の増加を目指します。
- ②目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、快適空間に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
自然と建造物の 調和した景観	41.2%
水辺環境の美しさ・ きれいさ	55.7%

<施策の方向>

①憩いの空間の保全と創出

- ◆ 公園については、自然的環境、地域特性を活かした特色ある環境整備に努め、交流空間の創設に努めます。
- ◆ 都市施設については、ユニバーサルデザインにより誰もが使いやすく、周辺環境や自然との景観に配慮して整備します。
- ◆ 河川緑地については、自然環境の保全を図るとともに自然学習の場、自然とのふれあいの場として整備を図ります。

②降積雪対策

- ◆ 本市各地域の気象や地形実情に考慮し、緊急時にも柔軟に対応できる除雪体制の確立により交通確保に努めます。
- ◆ 地域住民、道路利用者への情報提供の充実等により除排雪に対する理解、協力を得ながら、必要に応じて市民と一体となった総合的除雪体制を目指し、効率的な除排雪作業の実施に努めます。

(※資料 由利本荘市都市計画マスタープラン、由利本荘市道路除雪計画)



↑【上写真】省エネと自家発電を一体的に改修した本荘公園内の公衆トイレ及びLED 外灯

第2節 自然共生環境 ～自然と人との共存～

(1) 自然保護

<現状と課題>

本市の地域は、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されており、山、川、海の美しい自然に囲まれています。

秋田県利用区分別土地利用状況によると、本市における森林面積の割合は約76%であり、その森林の約半分が人工林ですが、森林の有する多面的機能の高度発揮と健全な森林の保全のため計画的な間伐等の森林整備が行われています。また、農業振興地域内の農用地面積は約11%で、その約76%は水田となっています。農用地は、食糧の安定生産、安定供給の基本的な資源と合わせて、その原風景は自然環境と調和した貴重な文化的資源でもあり保水機能としての役割もあります。

高標高地の森林や鳥海国定公園内の高原に広がる桑ノ木台湿原等は、日常生活圏から離れて位置することや気象条件が厳しいことから、自然性の高い生態系が維持されていますが、近年の登山ブームによる立ち入りや盗掘等の被害の影響が懸念されています。

すぐれた自然は将来へ引き継がなければならない大切な資産であり市民共有の財産であるため、この自然環境の重要性を認識し自然と共に生きるために、良好な状態を保全することが重要です。

<目 標>

- ①本市における森林面積割合を一定以上に維持します。

環境指標	目 標
森林整備計画	森林面積割合の達成の維持 (平成21年度 75.8%)

(※資料 由利本荘市森林整備計画、県利用区分別土地利用状況)

②農業振興地域内の農用地面積を一定以上に維持します。

環境指標	目標
農業振興地域整備計画	農用地面積割合の達成の維持 (平成23年 11.3%)

(※資料 由利本荘市農業振興地域整備計画)

③目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、自然保護に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)
水辺環境の美しさ・ きれいさ	55.7%
山や森林の緑の美しさ	80.5%

<施策の方向性>

①森林の保全と利活用

- ◆ 地域の快適な生活環境を保全するため、また、風や騒音等からの防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持します。
- ◆ 市民に憩いと学びの場を提供できるよう、身近な自然や自然とのふれあいの場を適切に管理します。
- ◆ 史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致の整備を推進します。

②農用地の保全と利活用

- ◆ 関係機関との連携を図り、耕作放棄地の把握と解消に向け、啓蒙活動を行います。
- ◆ 支援制度の利用や農地保全対策事業により、農用地の環境保全に努めます。

(2) 動植物環境**<現状と課題>**

本市には山間地帯から河川地帯、そして海岸地帯へ至るまで変化に富んだ地形とさまざまな自然環境のもとに多種多様な動植物が生息、生育しています。

現在、海岸部では暖地性の常緑広葉樹のタブノキ林等が小面積で残存しているほか、鳥海山では天然記念物及び国内希少野生動植物に指定されているイヌワシの繁殖が確認されております。また、由利高原から鳥海山5合目の祓川にかけてはモリアオガエルも生息しているほか、本市全域にわたって国の特別天然記念物であるニホンカモシカの生息も見られています。

各生態系は、基本的な構成要素である野生生物の多様性によって平衡が維持されているため、生物多様性の保全を図ることは、自然環境を安定的に維持保全することと同義であると考えられます。

しかしながら、豊かな自然が残されている本市においても、社会、経済活動や生活環境の変化による野生動植物へ与える影響が考えられるため、生物多様性の保全施策の充実とその重要性の普及啓発に努める必要があります。

<目 標>

- ①動植物の生態系を守るため、生息、生育場所等の自然環境を安定的に維持保全します。

環境指標	目 標
自然環境保全地域	現状の維持・保全 (南由利原、丁岳、親川、加田喜沼、笹森山の5箇所)
自然公園	現状の維持・保全 (鳥海国定公園の1箇所)
鳥獣保護区	現状の維持・保全 (石脇、祓川、小菅野等21箇所)

(※資料 秋田県版レッドデータブック、秋田県鳥獣保護区等位置図)

②目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、動植物環境に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
鳥や魚、植物などの 身近な生物の豊かさ	68.2%

<施策の方向性>

①生態系と生息地の保全

- ◆ 各種活動の計画や実施の各段階において、生物多様性の保全に対する配慮を行います。
- ◆ 生物多様性保全のためには、直接的な対象地のみの保全だけでなく、対象地域の保全に影響を及ぼす様々な活動が適切に行われるよう調整を図ります。
- ◆ 地域全体が自然環境を保全する意識づくりの普及啓発を図ります。

②野生動植物の保護管理

- ◆ 関係機関との連携を図り、本市に分布する野生動植物の実態把握と保護に努めます。
- ◆ 種の多様性確保の立場から、外来生物の野生化を防止するため、市民や事業者に対し適切な飼養、管理の啓発を行います。

(3) 自然景観、歴史的・文化的環境

<現状と課題>

本市は藩政期時代には本荘藩、亀田藩、矢島藩等の城下町として栄え、これらの地域には、永泉寺や本荘公園、亀田城佐藤八十八美術館、龍門寺、折渡千体地蔵など、歴史にちなんだ文化的資産や芸術文化が数多く残され、また、地域に根ざした芸術文化活動が営まれています。しかし、社会の変化に伴い、本市の風土と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産や特色ある芸術文化も大きく変化しつつあります。

また、市の花である桜を自然資源とした「さくら満開のまちづくり」を目指し、従来から本市に多数ある桜の名所を活かしながら新たに植栽を行っております。現在、由利本荘市さくらマップ「さくら100景」に掲載されている約1万5千本の桜は、公園や河川敷等の自然と調和し、見る人に潤いと安らぎを与える景観を形成しています。

これらは次代へ引き継がなくてはならない市民共有の財産であるため、歴史的、文化的遺産や自然と調和した景観の保全と活用を図り、郷土づくりを進める必要があります。

<目 標>

- ①芸術文化の振興と文化財保護を推進します。
- ②「さくら満開のまちづくりランドデザイン」に基づき良好な自然景観の保全と創出を計画的に行います。
- ③目標達成年度（平成34年度）での環境に関するアンケート調査において、自然景観に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
自然と建造物の 調和した景観	41.2%

<施策の方向性>

①芸術文化の振興と文化財保護

- ◆ 芸術文化活動の情報提供を行うとともに、地域の芸術家等の人材発掘とそれを活かした体験活動や公演等の機会を創出します。
- ◆ 芸術文化団体等の自立を促進し、事業の活性化を支援します。
- ◆ 文化財調査による調査・研究結果の情報提供とともに、貴重な文化財を指定・登録して保護措置を講じ、その保存に努めます。
- ◆ 民俗文化財や伝統行事、祭礼の調査を進め、伝統文化の保存と継承に努めるとともに、その保存団体を支援します。

②自然景観の保全と整備

- ◆ 既存の桜や新に植栽する桜の情報発信と情報共有の環境整備を図ります。
- ◆ 植栽や維持管理方法の研修会実施等により、桜の生育・管理団体の育成、強化を推進します。
- ◆ 鳥海山や海岸線等の景観を損なわないよう、新たな建造物の建設に配慮します。

(※資料 由利本荘市の教育、生涯学習推進・社会教育中期計画、
さくら満開のまちづくりランドデザイン)



第3節 資源循環低炭素環境

～資源循環型社会の構築と地球環境保全～

(1) 廃棄物対策

<現状と課題>

平成17年3月に1市7町の合併により誕生した本市は、これまでごみの分別、排出基準の統一化を図りながらごみの減量と適正処理に取り組んできました。合併以前、ごみの排出量については増加傾向にありましたが、平成19年10月に施行した家庭系ごみの有料化制度導入を契機に年々減少し、平成23年度の可燃・不燃ごみの総排出量は基準年度の平成18年度比で17.0%、1世帯あたりの排出量は18.0%と着実に減量化が進んでおります。しかしながら、資源ごみの排出量も比例して減少していることから推察すると、人口減少や社会経済情勢の衰退など他の要因の影響も関係していると思われるため、これまで以上に市民、事業者、行政の三者が協働して、ごみの減量化に努めるとともに、さらに効率的な廃棄物処理と環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進する必要があります。

また、不法投棄防止として、本市では環境監視パトロールを実施しており、防止啓発物や監視カメラの設置等により対策を講じておりますが、山林や谷地など人目につかない場所での不法投棄は未だ後を絶たない状況です。このことについては、警察署との連携強化による原因者究明や、ごみの適正排出の普及啓発などにより未然防止を図る必要があります。

<目 標>

①ごみの排出量を抑制・削減します。

環境指標	目標
家庭系ごみの総排出量	推計量以下の家庭系ごみの総排出量抑制 平成27年度 推計 254.7kg/人 → 目標 253.7kg/人
事業系ごみの総排出量	推計量以下の事業系ごみの総排出量抑制 平成27年度 推計 1.82t/事業所 → 目標 1.65t/事業所
最終処分量	現状以下の最終処分量抑制 平成22年度 4,835t → 目標年度 4,734t

(※資料 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)

②不法投棄物の発生量を抑制・削減します。

環境指標	目 標
不法投棄物	現状以下の発生量の抑制 (平成 23 年度 回収量 3,790kg)

＜施策の方向性＞

①廃棄物の発生抑制

- ◆ 家庭に向けては、ごみの分別と排出方法の見直しにより、資源化の促進を図ります。
- ◆ 事業者に向けては、多量排出事業者を対象に、減量、処理に関する計画策定の指導を行います。
- ◆ 既の実施している家庭系ごみの有料化制度やレジ袋の無料配布中止などの施策のさらなる浸透のために周知を徹底します。

②廃棄物の適正処理

- ◆ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物を計画的かつ適正に処理します。
- ◆ 環境監視員によるパトロールの強化、立て看板の設置、広報紙による注意喚起を行い不法投棄の防止に努めます。
- ◆ 不法投棄の撲滅に向け、警察署などの関係機関と対策会議を開催し連携を図ります。

(2) 資源リサイクル

<現状と課題>

ごみの減量や再資源化については、資源有効利用促進法（平成12年）、容器包装リサイクル法（平成12年）などの施行により、3R（reduce：排出抑制、reuse：再利用、recycle：再生利用）を基調とした取り組みが推進されています。

本市においては、家庭から排出されるごみの総量における資源ごみの割合（資源化率）が、平成22年度で11.8%と資源化率の全国平均約20%と比較し低い割合となっており、今後、再資源化の向上を図る上では、分別の徹底が急務となっています。

ごみの再資源化促進は、限りある資源の有効利用にとってかかせない取り組みであり、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会による環境負荷なども考慮した総合的な観点からとらえ直し、社会全体で対応する必要があります。

<目 標>

①資源物の再生利用量を一定割合以上に維持します。

環境指標	目 標
直接資源化量	ごみの回収における資源物割合の維持・向上 (平成22年度 2,882t(9.8%))
総資源化量	ごみの総量における資源物割合の維持・向上 (平成22年度 3,425t(11.7%))

(※資料 由利本荘市地域循環型社会形成推進地域計画)

②目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、ごみの資源化に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
資源回収の取り組み	51.7%

<施策の方向性>

①資源の回収と再資源化

- ◆ 常設リサイクル回収拠点の設置や集団回収システムの構築など、資源ごみの回収量増加に努めます。
- ◆ 資源回収業者や資源再生業者ルートの調査を行うとともに連携を強化し、住民、事業者への情報提供の拡大を図ります。

②資源の再使用と再生利用

- ◆ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源物の再使用、再生利用に向けた取り組みを計画的に推進します。
- ◆ 家庭から排出される資源ごみの分別を徹底します。
- ◆ 市民や事業者に対し、グリーン購入の拡大に向けた普及啓発を行います。

(3) バイオマス有効利活用**<現状と課題>**

バイオマスは持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源や原材料として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成に大きく貢献するものであり、また、新たな産業育成や市民の環境意識の向上等の効果が期待されることから、利活用の推進が求められております。

本市では、市内に賦存^{ふぞん}するバイオマスを地域全体で活用することで循環型社会への転換を進めると同時に地域の振興につなげていくことを目的として、平成 22 年度に由利本荘市バイオマスタウン構想を策定し、重点利活用品目として生ごみや残材など 6 品目について目標値や利活用方法を掲載しています。特に、本市面積の大部分を占める山林においては、間伐材の有効利用による循環型システムの形成等が期待されますが、各バイオマスによって利活用率に差があることから、市民、事業者、行政が連携し、協働しながらバイオマスタウンの実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

<目 標>

①バイオマスの利活用率の向上を目指します。

環境指標	目 標
廃棄物系バイオマス	炭素換算利用率の向上 (平成 22 年度 80.2% → 目標達成年度 90.7%)
未利用系バイオマス	炭素換算利用率の向上 (平成 22 年度 20.0% → 目標達成年度 36.8%)

(※資料 由利本荘市バイオマスタウン構想)

②各バイオマスの利活用を総合的に推進しバイオマスタウンの形成を目指します。

＜施策の方向性＞

①バイオマス利活用

- ◆ バイオマス利活用推進協議会等により、取り組みに対する進捗状況の確認、検証を行い、必要に応じて重点分野の推進を強化します。
- ◆ 再生利用業者との連携により、それぞれの排出特性に合わせた効率的な回収方法を検討します。
- ◆ バイオマスを十分に利活用するため、需要先の確保を図ります。
- ◆ 市民や事業者がバイオマスを資源として認識するよう、周知、広報に努めます。

②バイオマスタウンの形成

- ◆ 市総合発展計画等と整合しながら、有効利活用により資源循環型のバイオマスタウンを目指します。

▼バイオマスタウンの形成は「何のため」に行うのか？

バイオマスタウン形成のねらいには、次のようなものが挙げられます。

①地球温暖化防止

カーボンニュートラルであるバイオマスの利活用は、地球温暖化の主な原因である大気中のCO₂等の増加を抑制します。

②循環型社会形成

使い捨て社会から資源が循環利用される社会への移行を促進します。

③戦略的産業育成

バイオマスを利用した新たな産業や新たな雇用が生まれます。

④農山漁村活性化

従来領域に加え、エネルギーや素材の供給という新たな役割が生まれます。

(4) 再生可能エネルギー・省エネルギー対策

＜現状と課題＞

わたしたちの快適な生活や活発な事業活動は安定して供給されるエネルギーによって支えられてきましたが、これまでのエネルギー源は石油などの化石燃料への依存性が高く、限りあるエネルギー資源の枯渇や地球温暖化の最大の要因である温室効果ガスの増加など、地球規模で喫緊の課題となっています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災による影響は、自立、分散型で災害に強く環境負荷の少ない安定供給の可能なエネルギーの重要性を認識させることとなりました。

このようなことから、今後のエネルギー利用については、定常的に資源が補充され枯渇することのない再生可能エネルギーの導入促進や、家庭や事業所などでの積極的な省エネルギー対策に努めることなどが必要であり、社会全体としての総合的なエネルギー施策の展開が求められています。

＜目 標＞

- ①太陽光や風力などの再生可能エネルギー発電設備によるエネルギー創出量について、現在よりも増加を目指します。

再生可能エネルギー	目 標
太陽光発電	住宅用太陽光発電設備の普及 (平成23年度時点 158件、定格出力合計 約758kW)
風力発電	風力発電基数の増加 (平成23年度時点 18基、定格出力合計 32,600kW)
小水力発電	小水力発電箇所数の増加 (平成23年度時点 1箇所、定格出力 740kW)

(※住宅用太陽光発電設備の件数は補助金交付件数による)

②目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、エネルギーに関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
省エネルギーの取り組み	23.7%

<施策の方向性>

①再生可能エネルギー対策

- ◆ 住宅用太陽光発電設備に対する補助制度等の充実により、さらなる普及を促進します。
- ◆ 公共施設や公有地への新エネルギー設備の導入を促進します。
- ◆ 再生可能エネルギーの導入に関する情報収集や調査を実施し、地域における導入可能性を検討します。

②省エネルギー対策

- ◆ 家庭や事業所における省エネルギー意識の向上のため、方法や工夫について周知、啓発に努めます。
- ◆ 公共施設の整備や公用車の購入にあたっては、省エネルギー設備への更新や次世代自動車の購入に努めます。

(5) 環境教育・環境学習

＜現状と課題＞

これまで本市では、広報紙やホームページ、CATV などを通じて、または、学校や各自治会などへ訪問し、ごみの減量化や地球温暖化防止などに関する情報提供や啓発、学習会などを実施してきました。また、各小、中学校では、環境の保全について理解を深めるため、こどもエコクラブへの参加やクリーンアップの実施など体験型の活動をしているほか、総合学習や社会、理科の学習でも環境について学んでいます。

今日の環境問題は、私たち一人ひとりのライフスタイルに起因するものが多いため、個人や事業者の環境意識の向上や環境配慮行動の実践なくしては解決することが困難です。

今後は、恵み豊かな環境に対して高い関心を持ち、自ら率先して環境に配慮した行動を起こすことができるように理解を深めていくことが必要とされています。

＜目 標＞

- ①目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、環境活動に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
環境にやさしい 事業活動の活発さ	21.5%
市民の環境活動の 活発さ	21.1%

②目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、環境学習に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）
環境学習への参加のしやすさ	12.1%
環境に関する情報入手のしやすさ	12.8%

<施策の方向性>

①環境情報の提供

- ◆ 広報紙やCATVなどを用いて本市の環境に関する現状報告と将来へ向けた啓発を行い、環境意識の向上を目指します。
- ◆ 市民が取り組んだ環境活動や事業者の先進的な取り組みについて情報発信を行うことにより、環境活動の普及拡大を図ります。
- ◆ 優良な環境活動については国や県の表彰制度へ推薦し、地域の取り組みを他地域へ発信します。

②環境教育と学習

- ◆ 宅配講座による環境講座を積極的に開催し、市民や事業者に環境学習の機会を提供します。
- ◆ 県や環境団体による専門的な研修会等の開催により、地域における環境指導者の育成を図ります。
- ◆ 教育機関と連携し、環境をテーマとした教材づくりやこどもエコクラブの登録数の増加を目指します。